

# 漁業権対象種の水産動植物を採捕しないで下さい

宮古島市では、共同漁業権（第22号）により、県の免許を受けた漁業協同組合（漁協）の組合員以外、原則として下記の水産動植物を採捕することができません。  
 組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、漁業権侵害で告訴され、100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。  
 ※原則として漁業協同組合員以外の採捕はできません。

海藻類	水産動物	貝類
ヒトエグサ（あーさ） モズク（すぬい） クブレツタ（んきゃふ・海ぶどう） キリンサイ（うる・うるう）	ウニ類（かづさ・かづつあ）シラヒゲウニなど イセエビ類（さずい）ゴシキエビなど ナマコ類（ふうつきずい）全種類 タコ類（たく）シマダコなど	シャコ貝類（にごう）ヒメジャコなど サラサバテイ（たかせがい） ヤコウガイ（やこうがい） マガキガイ（ていらじゃ） サザエ類（んな・びしんな）チョウセンサザエなど

※上記の動植物の他に水産資源の保護のため、沖縄県漁業調整規則において採捕が禁止されている動物（造礁サンゴ類、ウミガメ類（卵を含む）など）採捕禁止期間や体長サイズ（殻長や体長など）が設定されている水産動物があり、漁業協同組合員であっても罰則の対象となります。  
 （漁業協同組合員が採捕する際には、知事許可や漁業調整委員会の承認が必要）  
 サンゴ類を販売目的で採捕することは禁止されており、違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。  
 詳しくは、沖縄県農林水産課ホームページをご覧ください。また沖縄県宮古農林水産振興センター・宮古島海上保安部・宮古島市水産課・各地域の漁業協同組合にお問い合わせ下さい。

問 沖縄県宮古農林水産振興センター ☎ 72-2365 水産課 ☎ 74-2212

## さとうきび栽培 3月のポイント 問 農政課 農産振興係 ☎ 79-7813

### 3月の作業ポイントは「土づくり」です

○春植・夏植に更新する畑は、早めに残株を処理して、堆肥を入れましょう。  
 （早めの更新は、アオドウガネ幼虫等の土壌害虫を減らす効果もあります）  
 堆肥は、土と混ぜたらなじむまで1ヶ月ほど待ちましょう。  
 夏植は、堆肥の代わりに緑肥の種をまいて、植付の1ヶ月前まで育てた後にすき込んでも効果的です。  
 ○株出では、ハーベスタ収穫で、畝間（うねま）が踏み固められた後に、小型トラクタ（ブルトラ）のロータリーで耕すと、土が固くてロータリーが壊れる場合があります。小型トラクタでは、中型以上のトラクタの中耕ロータリーで耕すか、心土破碎（ハーフソイラ）の後に、作業をすることをオススメします。

### 健康相談・乳幼児健診 3月予定表

健診	日にち	時間	場所
★ 4 か月 健診	10（金）	8:50～10:30	宮古島市 保健センター （宮古島市役所 同敷地内）
★ 10 か月 健診	10（金）	12:50～14:30	
★ 1 歳 半 健診	11（土）	8:50～10:30	
★ 3 歳 半 健診	11（土）	12:50～14:30	
★ 赤 ち ゃ ん 広 場	7（火）	14:00～16:00	
★ 健 康 相 談	1（水）、8（水）、15（水） 22（水）、29（水）	14:00～16:00	健康増進課

※乳幼児健診の対象児には健診日の1～2週間前に封書で通知します。  
 対象児の生年月日については、宮古島市ホームページをご確認ください。  
 ※母子手帳発行、赤ちゃん計測は予約制です。（予約：健康増進課 ☎ 73-4572）

## こんにちは、地域包括支援センターです

### “男”の料理教室

男性だけの料理教室です。気軽な気持ちで参加してみませんか？  
 ○手軽に栄養がとれる料理を伝授！ ○おかずのレパートリーが増える！

新聞でも紹介されました

- 西原公民館
- 下地公民館
- 宮国公民館 随時開催中

※日程や材料、人数の確認が必要ですので、まずはご連絡ください。

○地域包括支援センターひらら      ○地域包括支援センターみやこ  
 電話：75-0656      FAX：75-0657      電話：79-0811      FAX：79-0337



## 心の健康について考えてみませんか？

～3月は自殺対策強化月間です～ 問 障がい福祉課 ☎ 73-1975

自殺は、「病氣」「仕事」「家族関係」「学業」など日常生活の様々な不安・ストレスが重なった末に起こります。自殺はどの年代でも、誰にでも起こります。もし辛い気持ちを抱えていたら、まずはご相談ください。  
 また、不安を抱えた方は一人で問題を抱え込み、助けを求められが弱くなりやすいです。近くに「いつもと様子が違うな」と感じる方がいらっしゃったら声をかけてあげて下さい。あなたの気づきが助けになることがあります。  
 相談窓口やゲートキーパーに関するお問い合わせがございましたら、障がい福祉課までお電話下さい。

相談窓口	事業内容	利用日時
宮古島市役所 障がい福祉課 ☎ 73-1975	窓口・電話等に相談対応。	月～金 9時～11時半 13時～16時半
宮古保健所 地域保健班 ☎ 72-8447	窓口・電話等に相談対応。	月～金 9時～11時半 13時～16時半
沖縄いのちの電話 ☎ 098-866-4343	不安や孤独に悩む方の話を聞き、支援する電話ボランティア活動。	年中無休 10時～23時
新型コロナウイルス感染症に関するこころの電話相談 ☎ 098-996-3163	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で心の悩みを抱えている方からのご相談を伺います。（症状や受診の目安に関するご相談等は、沖縄県のコールセンターへお問い合わせ下さい。） [沖縄県総合精神保健福祉センター]	月、水～金 9時～11時半 13時～16時半
こころの健康遠隔相談ここ・コール ☎ 080-9104-7895	仕事や家庭のこと、コロナに起因した不安、偏見・差別などの相談。 （沖縄県・（一社）沖縄県公認心理師協会）	水曜 18時～20時 土曜 14時～16時

○身近な方の命を守るゲートキーパー  
 支援が必要な人の周囲にいる人々が、それぞれの立場や職業によって異なるゲートキーパーの役割を持っています。

- ゲートキーパーに共通する主な要素
- 気づき
  - 傾聴
  - つながり
  - 見守り



詳しく知りたい方は、『厚生労働省 まもろうよこころ』で検索して特設サイトをご覧ください。